

推進役調査(案)の主な変更点について

資料4 - 2

変更前 (3/19地域福祉専門分科会時点)	変更後	理由
<p>《前文》</p> <p>大阪市では、平成30年3月に「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を基本理念とした大阪市地域福祉基本計画を策定しました。多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが自分らしく安心して生活していくために、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を作り上げていくという「地域福祉」の考えに基づく取り組みを進めています。</p>	<p>《前文》</p> <p>大阪市では、平成30年3月に「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を基本理念とした大阪市地域福祉基本計画を策定しました。</p> <p><b>地域には、年齢や性別、障がいの有無や出身地など、さまざまな特性や背景を持つ人々が暮らしています。また、仕事や学校のほか、ボランティアなど、いろいろな理由で地域を訪れ、活動している人々もいます。このように多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが自分らしく安心して生活していくために、住民や行政をはじめ、・・・（以下、省略）</b></p>	<p>「住民」の多様性を意識していただくため</p>
<p>質問8. 活動されている地域で、どのような地域福祉活動が求められていると感じていますか。(回答はいくつでも可)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常の見守り活動</li> <li>2. こどもを支援する活動（こども食堂やこどもの学習支援など）</li> <li>3. 子育てを支援する活動</li> <li>4. 高齢者を支援する活動</li> <li>5. 障がいのある方を支援する活動</li> <li>6. 地域防災及び防犯などに関する活動</li> <li>7. 地域の高齢者と子どもとの世代間交流活動</li> <li>8. 市民後見人活動（家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民による後見活動）</li> <li>9. その他（具体的にお書き下さい：            ）</li> <li>10. わからない</li> </ol>	<p>質問8. 活動されている地域で、どのような地域福祉活動が求められていると感じていますか。(回答はいくつでも可)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常の見守り活動</li> <li>2. こどもを支援する活動（こども食堂やこどもの学習支援など）</li> <li>3. 子育てを支援する活動</li> <li>4. 高齢者を支援する活動</li> <li>5. 障がいのある方を支援する活動</li> <li>6. 地域防災及び防犯などに関する活動</li> <li>7. 地域の高齢者と子どもとの世代間交流活動</li> <li>8. 市民後見人活動（家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民による後見活動）</li> <li>9. <b>外国籍住民・留学生等について交流や支援をする活動</b></li> <li>10. その他（具体的にお書き下さい：            ）</li> <li>11. わからない</li> </ol>	<p>・分科会での委員意見を参考に選択肢を追加</p>

変更前（3/19地域福祉専門分科会時点）	変更後	理由
<p style="text-align: center;"><b>新設</b></p>	<p>〔質問18で「1 地域にある社会資源の情報」と答えた方にお聞きます。〕  <b>質問18-1 地域にある社会資源の情報を得るために効果的な方法と考えるのは次のうちどれですか。</b>  <b>（回答はいくつでも可）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1. 地域の回覧板や広報誌</b></li> <li><b>2. 公共施設、商業施設等の掲示板、ポスター</b></li> <li><b>3. 区役所、NPO、ボランティア団体等のホームページ、SNS（LINE、Twitter、facebookなど）</b></li> <li><b>4. その他（具体的にお書き下さい：            ）</b></li> </ol>	<p>・分科会での委員意見を参考に、社会資源の活用を問う質問18を補足する質問として本問を追加した</p>
<p>質問19. 避難や救助が必要となる災害が発生した場合、家族や親類以外であなたが頼りにできるとお考えになるものに✓印をおつけ下さい。  （回答はいくつでも可）</p> <p>（選択肢、省略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>削除</b></p>	<p>・世論調査で聞いているので推進役調査で敢えて聞かなければいけない質問ではない（質問数の削減の観点）</p>



変更前（3/19地域福祉専門分科会時点）	変更後	理由
<p>質問21. 防災に関する次の取り組みのうち、ご存知のものはどれですか。（回答はいくつでも可）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大阪市地域防災計画（自然災害に対して大阪市域で行政や事業者、住民の方が取り組むことを定めた計画）</li> <li>2. 区地域防災計画（お住まいの区において区役所や事業者、住民の方が取り組むことを定めた防災計画）</li> <li>3. 地区防災計画（お住まいの地域において住民の方を中心に取り組むことを定めた計画）</li> <li>4. 市民防災マニュアル（保存版）（平成27年春に全戸配布した防災啓発冊子）</li> <li>5. 水害ハザードマップ（津波や河川洪水により浸水が予想される場所・深さを示した各区分マップ）</li> <li>6. 避難行動要支援者名簿【区によって呼び方が異なる】（大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく、支援が必要な方の名簿。災害時における救出・救護に活用）</li> <li>7. 福祉避難所（災害時において、高齢者や障がいのある方など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所）</li> <li>8. 津波避難ビル・水害時避難ビル（津波や河川氾濫から身を守るために避難するビル）</li> <li>9. 大規模災害時協力事業所（地震・風水害等の大規模災害が発生した際に、災害対策に協力いただくことのできる企業・事業所）</li> <li>10. 自主防災組織（防災という共通の目的をもって活動する地域の皆さんの集まり）</li> <li>11. すべて知らない</li> </ol>	<p>質問21. 防災に関する次の取り組みのうち、ご存知のものはどれですか。（回答はいくつでも可）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大阪市地域防災計画（自然災害に対して大阪市域で行政や事業者、住民の方が取り組むことを定めた計画）</li> <li>2. 区地域防災計画（お住まいの区において区役所や事業者、住民の方が取り組むことを定めた防災計画）</li> <li>3. 地区防災計画（お住まいの地域において住民の方を中心に取り組むことを定めた計画）</li> <li>4. <b>大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）（大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく、支援が必要な方の避難について、避難行動要支援者ご自身、自主防災組織、行政が取り組むことを定めた計画）</b></li> <li>5. 市民防災マニュアル（保存版）（平成27年春に全戸配布した防災啓発冊子）</li> <li>6. 水害ハザードマップ（津波や河川洪水により浸水が予想される場所・深さを示した各区分マップ）</li> <li>7. 避難行動要支援者名簿【区によって呼び方が異なる】（大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく、支援が必要な方の名簿。災害時における救出・救護に活用）</li> <li>8. 福祉避難所（災害時において、高齢者や障がいのある方など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所）</li> <li>9. 津波避難ビル・水害時避難ビル（津波や河川氾濫から身を守るために避難するビル）</li> <li>10. 大規模災害時協力事業所（地震・風水害等の大規模災害が発生した際に、災害対策に協力いただくことのできる企業・事業所）</li> <li>11. 自主防災組織（防災という共通の目的をもって活動する地域の皆さんの集まり）</li> <li>12. すべて知らない</li> </ol>	<p>・部会での委員意見を参考に選択肢を追加</p>



変更前（3/19地域福祉専門分科会時点）	変更後	理由
<p>（成年後見等の制度説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「成年後見制度」とは、 認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その方の生活を支援する制度です。中には、「法定後見（判断能力の低下に応じて利用する）」と、「任意後見（将来の判断能力の低下に備えてあらかじめ契約しておく）」の二つの制度があります。</li> <li>●「市民後見人」とは、 家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことです。専門組織による養成・支援を受けながら、地域福祉の視点から身近な市民という立場で後見活動を展開する権利擁護の担い手です。</li> <li>●「あんしんさぼーと事業」とは、 認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方が、安心して地域で生活が送れるよう、本人との契約に基づき、お住まいの区の社会福祉協議会において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いする事業です。</li> </ul>	<p>（成年後見等の制度説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「成年後見制度」 （省略）</li> <li>●「市民後見人」 （省略）</li> <li>●「あんしんさぼーと事業」 認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方が、安心して地域で生活が送れるよう、本人との契約に基づき、お住まいの区の社会福祉協議会において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いする事業です。</li> </ul> <p><b>成年後見制度のような法的権限はありません。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会での委員意見を参考に、成年後見制度とあんしんさぼーと制度の違いを明確化</li> </ul>
<p>質問30. 次のうち、あなたが以前からご存知だった制度等に✓印をおつけください。（回答はいくつでも可）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法定後見制度</li> <li>2. 任意後見制度</li> <li>3. あんしんさぼーと事業</li> <li>4. 市民後見人</li> <li>5. 知っている制度等はない</li> </ol>	<p>質問30 <b>29.</b> 次のうち、あなたが以前からご存知だった制度等はどれですか。（回答はいくつでも可）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法定後見制度 <b>成年後見制度（法定後見）</b></li> <li>2. 任意後見制度 <b>成年後見制度（任意後見）</b></li> <li>3. あんしんさぼーと事業</li> <li>4. 市民後見人</li> <li>5. 知っている制度等はない</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・語句説明と選択肢の表現を揃えた</li> </ul>